

第7回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成25年4月23日（火）10：00～12：00

場所：草津市役所 8階大会議室

1. 開会

第6回議事概要の内容について確認

2. 検討事項

■提言書について

○事務局

<資料説明> 【提言にあたって】【全体の構成図】【前文】

○E委員

まちづくりの各主体の並び順について、現状は、「市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、市」と並んでいるが、「市民、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、まちづくり協議会、市」のようにまちづくり協議会を後ろに置く方が良いのではないか。

○事務局

この条例は、まちづくり協議会に重点をおいているので、市民の次にまちづくり協議会を並べている。また、まちづくり協議会と基礎的コミュニティは、ともに地縁に基づく団体であるので並べて置いている。

○F委員

前文について、地域課題の解決を図ることはもちろん大切であるが、何が地域課題であるかを考える、見つめ直すという視点も重要である。

○D委員

普通は、ビジョンがあつてその次に行動があるので、言葉の並びを変えて、「住み良いまちを築いていくために、多様化する地域課題を解決する」とする方が良い。

○C委員

「多様化する地域課題を解決する」というのは無くても意味が通じる。

○A委員

前文の中で言葉を強調し、「」で囲ってあるが、これは無いほうが読みやすい。

○I委員

まちづくりの各種主体の並び順について、もう一度詳しく説明してほしい。

○事務局

まちづくりの主体の中でも、協働のまちづくりの中心的な役割を担うのは、まちづくり

協議会、市民公益活動団体であるが、まちづくり協議会に関連する条項のボリュームが多いのを考慮し、市民の次に並べ、基礎的コミュニティは、まちづくり協議会と関連が高いので、次に並べている。

○委員長

まちづくりの各主体の並び順については、政策的な意図から原案のままが良い。

前文の中で使われている「」については、削除していただく。

課題を「解決する」プロセスの中には、課題の認識も含まれていると考えることから、変更せず原案のままにする。

■前文の協議

○事務局

<資料説明>【目的】【総則的事項】【各主体の役割】

○D委員

基礎的コミュニティの定義について、「地域の課題」と書かれているが、「地域」というよりも「近隣」とした方が分かりやすい。市民公益活動団体の定義について、「特定のテーマに基づいて」と書かれているが、条例の文としては、馴染まないし、あえて書く必要もない。また、説明文において、「地縁に根ざした団体でも環境を守る活動やまちづくり活動など、外に開かれた活動を行っている団体は、市民公益活動団体として捉えることができる」と書かれているが、老人会など特定のテーマに基づいて活動している地域の組織は市民公益活動団体に含まれるのか。

○委員長

まちづくり協議会が活動する「地域」と基礎的コミュニティが活動する「地域」は、範囲が異なるが、どのような言葉で表すのが良いか。

○I委員

学区社協では、基礎的コミュニティの範囲のことを小地域と呼んでいる。

○C委員

厳密に捉える必要はないのではないか。

○委員長

市民公益活動団体の定義に「特定のテーマに基づく」と書かれているのは、まちづくり協議会や基礎的コミュニティと区別するためか。

○事務局

そのとおりである。

○委員長

区別をはっきりさせるのであれば、まちづくり協議会には、「総合的」を自治組織の前につけるべきである。

○D委員

「特定のテーマ」というと条文に馴染まないので、「特定の課題解決に向けて」に変更し

ていただきたい。

○E委員

まちづくり協議会の定義について、まちづくり協議会は住民に開かれた組織であるということを、基本的な考え方に含めていただきたい。

基本原則において、「時限の原則」を追加してはいかがか。

○委員長

1点目については、まちづくり協議会の認定要件において透明性の確保や民主的な運営が謳われているので、そこで担保されている。

2点目の「時限の原則」については、最近はあまりこうした条例や計画にかかれていない。また、まちづくり協議会と市の関係においては、期限が定められるものではないことから当条例には馴染まないのではないか。

○A委員

今回、市民公益活動団体の定義に「非営利」が加わったが、どこまでの団体が対象となるのか不明瞭なので説明いただきたい。

まちづくり協議会の役割に、「計画的に取り組む」とあるが、突発的な課題もあり、こう書いてしまうと柔軟性に欠けるのではないか。

先ほど議論のあった基礎的コミュニティの地域の範囲については、「身近な地域」と表現すると良い。

協働は「仕組み」ではなく、「取組み」であると整理されたが、手法であると考える。

○B委員

基礎的コミュニティの地域の範囲については、「近隣」や「身近な」を地域の前に持ってくると理解しやすい。また、市民公益活動団体の定義について、「特定のテーマ」と書かれているほうが明確に区別されて良いのではないか。

○I委員

市民公益活動団体の非営利性については、まだまだ市民に理解されていないので、しっかりとここで説明いただきたい。

○H委員

いかに地域の皆さんが読んで理解できるものになるかが重要である。

○委員長

市民公益活動団体の範囲については、NPO法人やそれに準じた任意団体、財団法人および社団法人も含まれる。非営利性については、収益を構成員に分配しないことであるということを説明していただきたい。

意思形成過程のことを協働ということもあることから、「仕組み」や「手法」よりも「取組み」が良い。

3. 閉会